

職員による障害を理由とする差別に関する地方更生保護委員会の相談窓口

相談窓口	相談を受ける範囲	受付時間	住所	電話番号
北海道地方更生保護委員会	北海道地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011(261)9907
東北地方更生保護委員会	東北地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 仙台法務総合庁舎	022(221)3536
関東地方更生保護委員会	関東地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048(600)0181
中部地方更生保護委員会	中部地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052(951)2944
近畿地方更生保護委員会	近畿地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06(6949)6260
中国地方更生保護委員会	中国地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082(221)4497
四国地方更生保護委員会	四国地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087(822)5090
九州地方更生保護委員会	九州地方更生保護委員会に対する相談等	午前9時30分から 午後5時まで	福岡県福岡市中央区六本木4-2-3 福岡第二法務総合庁舎	092(761)7781